- 原判決中、控訴人(反訴原告)の敗訴部分を取り消す。
- 右部分に関する被控訴人(反訴被告)の請求を棄却する。
- 控訴人(反訴原告)と被控訴人(反訴被告)との間において、被控 訴人(反訴被告)が、昭和六三年九月二日控訴人(反訴原告)との間で締結した別 紙一「花王ソフィーナ・ビューティプラザ契約書」記載の契約上の地位を有しない ことを確認する。

訴訟費用は、第一、第二審とも(反訴に関する分を含む。)被控訴 四 人(反訴被告)の負担とする。

事実及び理由

当事者の求めた裁判

- 控訴人(反訴原告。以下単に「控訴人」という。)の控訴の趣旨及び当審に おける反訴請求の趣旨主文と同旨
 - 被控訴人(反訴被告。以下単に「被控訴人」という。)の答弁
 - 本件控訴を棄却する。
 - 控訴人の当審における反訴請求を棄却する。 2
 - 3 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。

事案の概要

本件は、被控訴人が、控訴人に対し、昭和六三年九月二日に締結された別紙一「花王ソフィーナ・ビューティプラザ契約書」(以下「本件契約書」という。)記載の契約(以下「本件特約店契約」という。)に基づき、被控訴人の注文に係る花王ソフィーナ化粧品(以下「花王化粧品」という。)につき、控訴人から右注文後エ日以内にこの引渡しを受けるべき地位にあることの確認、及び、別紙二「花王ソス・ナルギュロ発し記載の化粧品(以下「本代化粧品」といる。)の引渡した表 フィーナ化粧品目録」記載の化粧品(以下「本件化粧品」という。)の引渡しを求 めたのに対し、控訴人が、平成四年六月三日到達の解約の意思表示により、右契約 は終了したとして、被控訴人の右請求を争うとともに、当審において、被控訴人に 対し、被控訴人が右契約上の地位にないことの確認を求めて反訴を提起した事案で ある。

- 判断の前提となる事実(文末に証拠を掲記したもの以外は、当事者間に争い のない事実である。)
- 被控訴人は、化粧品の小売販売を業とする会社であり、控訴人は、花王化粧 品の卸売販売を業とする会社である。
- 花王化粧品東北株式会社とビューティコンサルタント「ハープ」ことAは、 昭和六三年九月二日、花王化粧品につき本件特約店契約を締結した。
- その後、控訴人は本件特約店契約における花王化粧品東北株式会社の地位
- を、被控訴人は同じくAの地位をそれぞれ承継した。 4 本件特約店契約の内容は、控訴人が被控訴人の注文に基づき、控訴人が販売する花王化粧品を被控訴人に継続して供給する、被控訴人が控訴人から引渡しを受 けた花王化粧品の購入代金(控訴人の付けたメーカー希望小売価格の七割)を、毎 □○日締切りで翌月五日限り控訴人に支払うというものである。

本件特約店契約の有効期間は、締結日より昭和六四年四月三〇日までとするが、 期間満了の三〇日前までに当事者の一方から申し出がないときには更に一年間自動 的に延長され、以後もこれにならって継続するものとされている。ただし、当事者 は本件特約店契約を三〇日以上の予告期間をおいて文書により解約できることとされている(本件契約書一五条二項。甲三)。

- 控訴人は、被控訴人に対し、平成四年六月二日付け内容証明郵便により本件 特約店契約を解約する旨の意思表示(以下「本件解約」という。)をし、以後被控 訴人に対し、花王化粧品の出荷を停止している。本件解約は、本件契約書一五条二 項に基づき三〇日の予告期間をおいてされたものであり(甲四)、右内容証明郵便 は同月三日被控訴人に到達した(弁論の全趣旨)
- 6 被控訴人は、平成四年六月三日から同月二五日までの間、控訴人に対し、本件化粧品の注文をして、その引渡しを求めたが(甲五の1ないし4)、控訴人はこ れに応じない。

本件における主たる争点は、本件解約の有効性如何、すなわち、本件解約は、被 控訴人に本件特約店契約違反の事実が存しないにもかかわらず、被控訴人の値引販 売を中止させる目的をもってされたもので権利の濫用に当たり、あるいは、私的独 占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」という。)に違反する ものとして、無効となるか、である。

三 争点に関する当事者の主張

1 控訴人

- (一) 本件解約は、本件契約書一五条二項に基づくものであるところ、同条項は、予告期間を三〇日以上おくことを定めるほかは、解約に何らの理由も要求していないから、右手続に従えば、何らの理由もなしに解約することができるのである。
- (二) 次の(三)のような事情があるから、本件解約は権利の濫用にはならない。
- (三) 仮に、本件特約店契約の解約にはやむを得ない事由が必要であるとして も、次のような事情があるから、やむを得ない事由があるというべきであって、本 件解約は有効である。
 - (1) カウンセリング販売義務の違反

化粧品は、使用する者個々人の肌質に適したものであることにより初めて、その効用を最大限に発揮することができるものであり、また、素肌に直接塗るため、使用者の体質如何によっては、アレルギー等の皮膚障害を起こすおそれもないとはいえない。したがって、化粧品の販売に当たっては、小売業者がその正確な商品知識を習得し、顧客個々人に対してそれぞれの肌質に合った化粧品を選定して推奨し、更に具体的な使用方法について説明助言することが不可欠となるのである。

そこで、本件特約店契約においては、被控訴人が花王化粧品を販売するに当たり、「1」的確な情報を消費者に提供し、積極的に推奨販売すること(本件契約書六条二項)、「2」消費者に適切な説明及びアフターサービスを行うこと(同八条一項)などを内容とする推奨販売(以下「カウンセリング販売」という。)をすることが義務付けられている。

しかるに、被控訴人は、右約定に違反して、控訴人から供給を受けた花王化粧品の大部分を他の業者へ卸売販売をし、カウンセリング販売をすることなく販売していた。

仮に、卸売販売の事実が認められず、職域販売をしていたとしても、被控訴人の職域販売は、商品説明等を全く予定していないという点において、本件特約店契約において定められたカウンセリング販売とはいえないものである。

自由主義経済においては、商品をいかなる方法等で販売するかは、それが強行法規、公序良俗に反しない限り、メーカー側の意向が尊重されるべきである。化粧品の販売方法には、販売コーナーの設置、説明販売及び推奨販売、顧客台帳の作成、セミナーへの参加等を義務付ける販売方法をとり、これに賛同する小売業者とのみ取引をするという、いわゆる制度品チャネルもあり、このような義務条項を伴わない一般品チャネルもあり、他に、訪販品チャネル、通販品チャネル等もあるが、花工化粧品を販売するためにどの販売方法をとるかは、控訴人の選択に委ねられており、控訴人は、花工化粧品でのでは、制度品チャネルを採用しているのである。

(2) 卸売販売禁止義務の違反 本件特約店契約は、本件契約書一条以下に明記されているとおり、特約店が直接 消費者に販売するという小売販売のための化粧品供給契約であり、卸売販売を禁止 しており、これにより消費者に対するカウンセリング販売の実施を貫くことができ るとともに、一定の水準以上の店舗で販売されるというブランドイメージの保持及 び短い流通システムをとることによるマーケティング政策上の利点の確保ができる のである。しかるに、被控訴人は、遅くとも平成三年二月ころからは、控訴人から 供給を受けた花王化粧品の大部分を他の業者へ卸売販売をしていた。本件解約当時 において、少なくとも、被控訴人が卸売販売をしていると疑うに足りる合理的な事 情があった。

なお、被控訴人が当審において初めて明らかにした株式会社富士喜本店(以下「富士喜」という。)との提携販売なるものは、卸売販売にほかならず、しかも、富士喜の行っている職域販売なるものは、カタログを利用した通信販売であって、本件特約店契約に定められたカウンセリング販売とはいえないものである。

(3) 信頼関係の破壊(本件特約店契約を継続し難い重大な事情の存在) 控訴人は、右(2)のように、被控訴人が卸売販売を行っているとの合理的な疑いを抱いたため、被控訴人に対し、再三にわたり、花王化粧品の販売先等を明らかにするよう求めたが、被控訴人はこれに応じなかった。これは、本件特約店契約に定められた在庫及び売上状況の調査に協力する義務(本件契約書八条二項)に違反するものである。また、被控訴人は、カウンセリング販売を実施する意思を有しな かった。そのことは、控訴人からの再三の要求にもかかわらず、職域販売先への美容インストラクターの派遣に応じないばかりか、控訴人が実施するセミナーにもあまり出席しなかったことからも明らかである。

したがって、控訴人と被控訴人との間の信頼関係はすでに破壊されていたのであって、本件特約店契約を継統し難い重大な事情が存したものというべきである。

(4) 独禁法違反の不存在

本件解約は、以上のような理由からされたものであるから、再販売価格維持行為ではなく、独禁法に違反しない。

また、本件特約店契約におけるカウンセリング販売及び卸売販売禁止の約定が独 禁法に違反しないことは、以下のとおりである。

ンセリング販売を義務付けることは、独禁法に違反しない。 このことは、公正取引委員会が平成三年七月に公表した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(以下「ガイドライン」という。)が昭和五七年六月一八日公正取引委員会告示一五号「不公正な取引方法」(以下「一般指定」という。)一三項に関して「メーカーが小売業者に対して、販売方法(販売価格、販売地域及び販売先に関するものを除く。)を制限することは、商品の安全性の確保、品質の保持、商標の信用の維持等、当該商品の適切な販売のための合理的理由が認められ、かつ、他の取引先小売業者に対しても同等の条件が課せられている場合には、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。」としていることからも明らかである。

卸売販売禁止の義務も独禁法一九条に違反しない。すなわち、カウンセリング販売の義務は、合理性を有するところ、消費者以外の者に販売を行ってはならない義務、すなわち、卸売販売禁止の義務をその内容としているから、卸売販売禁止の義務もまた合理性を有するものであり、加えて、右の義務は、ブランドイメージの保護及び短い流通システムをとることによるマーケティング政策上の利点の確保の観点からも合理性を有する。そして、控訴人の化粧品業界における市場占拠率からすれば、化粧品の横流しを禁止しても当該化粧品の価格が維持されるおそれがあるとはいえないのである。

(四) 本件化粧品の引渡義務はない。すなわち、本件特約店契約は、継続的取引における基本契約であり、それがあるからといって、被控訴人の注文により直ちに控訴人と被控訴人間に個々の花王化粧品に関する売買契約が成立するものではない。被控訴人から種類、名称、数量、代金等を特定した注文がされて、控訴人がこれを承諾して初めて、控訴人が引渡義務を負うこととなるのである。控訴人は、被控訴人の本件化粧品の注文に対してこれを承諾していないから、未だ本件化粧品の引渡義務を負ってはいないのである。

また、本件契約書一六条は、契約終了時には、被控訴人が供給を受けた花王化粧品の在庫を控訴人に引き渡すべきことを規定しているところ、右規定の趣旨からすれば、控訴人は、契約終了時に被控訴人の在庫となるような花王化粧品の発注に応じる義務はないというべきである。本件化粧品の注文は、本件解約の通知が到達した後のものであり、被控訴人は既に大量の花王化粧品の供給を受けており、本件化粧品の供給を受けており、本件化粧品の供給を受けても、それが平成四年七月三日の契約終了時に在庫となることは明らかであるから、控訴人には、本件化粧品の引渡義務はないものというべきであ

る。万一引渡義務が生じたとしても、本件特約店契約終了後は、本件化粧品は控訴人に返還されるべきものであるから、被控訴人の引渡請求権は失効している。 しかも、被控訴人はカウンセリング販売をしていなかったから、控訴人が本件化

粧品の発注及び引渡しを拒絶する正当な事由がある。

2 被控訴人

本件特約店契約は、いわゆる継続的供給契約であるところ、次の諸事情 を考慮すると、控訴人の本件解約は権利の濫用であって、無効である。

本件解約の意図、目的 (1)

控訴人がした本件特約店契約の解約の真の意図ないし目的は、被控訴人のみが行 っていた花王化粧品の値引販売を阻止するとともに、これを行おうとする他店を威 嚇することにあった。

すなわち、被控訴人は、控訴人から仕入れた花王化粧品を店舗で店頭販売するほ か、電話又はファックス注文により多数の職場の顧客に対していわゆる職域販売を しており、職場の顧客から注文があった場合には、メーカー希望小売価格の一割な いし一割五分引きで値引販売をし、その注文に係る品をその職場にまとめて配達配 送していた。また、被控訴人は、東京浅草に店舗を有し、長年にわたって化粧品の 職域販売を行っている富士喜と販売提携をし、控訴人から購入した花王化粧品を職 場の顧客に販売してきたものである。なお、この富士喜は、昭和三〇年以来、各メーカーの化粧品を職場の顧客に一割五分から二割引きで配達販売(職域販売)して きた化粧品の安売り店である。控訴人は、被控訴人が富士喜と提携して、このよう

な職域販売を行ってきたことは熟知していた。
しかし、控訴人は、被控訴人のこのような値引販売を阻止する目的で、本件特約 店契約を解約したものである。このことは、被控訴人以外に値引販売をしていた特 約店がなかったこと、控訴人は本件解約前には何らカウンセリング販売をしないこ とを問題としていなかったこと、本件解約通知書に何ら解約理由が記載されていな いことなどからも明らかである。

(2) カウンセリング販売義務の不存在

本件特約店契約において、被控訴人にはカウンセリング販売が義務付けられてい ない。被控訴人は、カウンセリング販売ができるだけの資料すらも渡されていない。また、花王化粧品は、主要デパートでも電話注文によりカウンセリングをしないで販売されており、セルフ形式のスーパーマーケットでもカウンセリングを要し ないいわゆるセルフ用化粧品として販売されているのである。化粧品は、薬事法 条三項により、人体に対する作用が緩和なものでなければらなず、カウンセリング を聞かないで使用すると皮膚障害が起こるような危険なものが花王化粧品に存在す るのであれば、それは薬事法違反であり、販売店の化粧品説明(カウンセリング) などで対応すべき問題ではない。控訴人も、本件解約前は、被控訴人が職域販売に おいてカウンセリングをしていないことを知っていたのに、それを全く問題として いなかった。

仮にカウンセリング販売が義務付けられているとしても、顧客がカウンセリング を希望していない場合にまで、カウンセリングをしなければならないわけではな い。被控訴人の職域販売における顧客の大半は職場で働く女性であって、電話又は ファックスにより花王化粧品を注文しており、そのような顧客は、既に継続して花 王化粧品を使用しているから、その性質や効用を熟知していて、カウンセリングの 必要はなく、また、実際にも顧客からその希望はないのである。このような場合に もカウンセリング販売を義務付けることは、消費者に対する不当な強制にほかなら 、許されない。

仮に本件解約がカウンセリング販売の不実施を理由としてされたとすれば、控訴 人は、日ごろは、カウンセリング販売の実施をやかましくいわないでおいて、被控 訴人が値引販売をするや、にわかにカウンセリング販売の実施を迫り、それがされ ないとして、本件特約店契約を解約したものであり、まことに卑劣である。

卸売販売禁止義務の不存在 (3)

本件特約店契約において、被控訴人は卸売販売を禁止されていない。このことは、本件契約書上、特約店が卸売販売を行うことを直接的に禁止する規定がないこ と、及び、本件解約後、控訴人が被控訴人以外の特約店との間で、わざわざ別紙三 「覚書」記載の書式の契約を結ぶこととし、その中に「当プラザは、当プラザ内において消費者に直接、店頭販売をします。」との文言を入れていることから明らか である。

仮に卸売販売が禁止されているとしても、被控訴人と富士喜との販売提携は卸売

販売には当たらない。 また、花工化粧品は、カウンセリング販売を必要としない化粧品であるから、カ ウンセリング販売の実施を確保するために卸売販売を禁止する必要があるとの論理 は成り立ち得ない。

(4) その他の事情

- 被控訴人は、これまで、花王化粧品の仕入代金を遅滞なく支払ってお り、本件解約直前には注文と同時に代金を支払っていた。「2」被控訴人は、本件特約店契約締結後、花王化粧品の売上に全力を注ぎ、平成元年の後半には月間の売 上高が常時二〇〇万円を超え、右売上は、被控訴人の総売上の約三六%を占めるに至った。そこで、被控訴人は、花王化粧品の売上を更に増大させるため、平成二年 三月、金融機関から借り入れた約一九〇〇万円を投じて店舗の新築工事、内装、空 調、照明等の設備工事を行った。本件解約は、右店舗新築からわずか二年二か月後 にされたものであって、被控訴人は未だ右借入金すら返済していない。「3」被控 訴人の花王化粧品の売上高はその後も増え続け、平成三年二月には月間の売上高が 一〇〇〇万円を超え、本件解約直前の平成四年三月には約二二〇〇万円に達した。 花王化粧品は、被控訴人にとって主力販売商品であり、控訴人以外からこれを仕入 れることはできないから、控訴人から出荷を停止されることは、被控訴人に対し決 定的打撃を与えるものである。「4」本件特約店契約は、本件解約までに三年九か 月を経過していた。「5」控訴人は、花王株式会社の販売部門を担当する大会社で あるのに対し、被控訴人は、零細な小売業者に過ぎない。控訴人は、日ごろ莫大な 広告宣伝費を投じて全国の消費者に花王化粧品の購入使用を呼びかけており、被控 訴人が控訴人から大量の花王化粧品を仕入れて販売することは、控訴人の利益になりこそすれ、何ら不利益となるものではない。「6」被控訴人の控訴人からの仕入高は、週一回被控訴人店舗を訪問する控訴人のアドバイザーとの取引折衝の結果決 められたものであって、決して非難されるべきものではない。
 - 本件解約は、独禁法に違反するもので無効である。

カウンセリング販売について

控訴人は、カウンセリング販売を特約店に義務付けることによって花王化粧品の 再販売価格を拘束しているのである。すなわち、各特約店に対し店頭のみでの販売を義務付ければ、各店の顧客はおのずから店頭に足を運ぶことができるごく狭い地域の人に限られることとなり、その店舗で扱うことができる数量は、極めて限定されている。または、1000円である。これは、1000円である。または、10000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または、1000円である。または れる。花王化粧品を大量に生産し、莫大な宣伝費を使ってその購入を呼びかけてい る控訴人が、各店舗の取引高を低く抑制することの真意は、その店舗の売上高を低 く抑制することによって、各店舗が値引することを採算上不可能にし、値引販売を 根絶することにある。これこそが、控訴人のカウンセリング販売システムの意図な いし目的であり、被控訴人のようにこの店頭販売の経路から少しでも外れた者は、 そのシステムに従わなかった者として排除(解約)されることになるのである。したがって、控訴人は、値引販売を根絶するためにカウンセリング販売システムを採 用しているのであり、これは独禁法一九条に違反する。

卸売販売禁止について (2)

仮に、本件特約店契約において卸売販売が禁止されており、被控訴人と富士喜と の提携販売が卸売販売に当たるとしても、購入した化粧品を同業者(仲間)に販売 すること(卸売販売)を全面的に禁止することは、独禁法上許されないものという べきである。このことは、ガイドラインが一般指定一三項に関して「仲間取引の禁止が、安売りを行っている流通業者に対して自己の商品が販売されないようにする ために行われる場合など、これによって当該商品の価格が維持されるおそれがある 場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる。」としていることからも明ら かである。

控訴人は、被控訴人が卸売販売(仲間取引)をしているとの疑いのもとに、仙台 市内の事業所や全国の事業所、都市銀行に対して被控訴人から花王化粧品を購入しているかどうかについて調査を行ったが、そのことは、その販売先を知ることによって、安売りを行っている流通業者に対して自己の化粧品が販売されないようにし、これによって自社製品の価格を維持しようと図っていることを物語っている。 第三 当裁判所の判断

本件特約店契約は、化粧品の継続的供給契約であるが、この存続期間中に、 当事者の一方からこれを解約することができるとする解約権の留保は、契約自由の 原則から許容され、法的に効力を有することはいうまでもない。本件契約書一五条 二項は、三〇日以上の解約予告期間を設けているだけで、解約事由を定めていない から、一方当事者は、諸般の事情に照らして、信義則に違反し、又は、権利の濫用 に当たり、あるいは、強行法規違反等の理由で公序良俗に反するといったいわゆる 一般条項による制約があることは格別、そうでない限り、契約期間の満了前であっ ても、右条項の解約権に基づき、解約事由を挙げることなく、本件特約店契約を解 除することができると解されるのである。

継続的供給契約であることなどを根拠にして、右の解約権の行使には、契約関係を継統し難いような不信行為の存在などやむを得ない事由を必要とするとの見解は、採用しない。

一そこで、本件解約が信義則に違反し、権利の濫用に当たり、あるいは、公のといる。本件解約が信義則に違反し、権利の濫用に当たり、あるいは、独しのでは、一切のでは、一方の

1 控訴人(その前身の会社を含む。)は、かねてより化粧品の小売業者と、花 王化粧品につき、花王ソフィーナ・ビューティプラザ契約書により契約(以下「特 約店契約」ともいう。)を締結して取引を行っていた。被控訴人の前身Aが控訴人 の前身花王化粧品東北株式会社との間で取り交わした本件特約店契約も右の特約店 契約と同一のものである。

でまた、本件契約書には、卸売販売を禁止する旨の明示の規定はないが、右のようにカウンセリング販売が義務と定められていて、それは性質上消費者と対面して行われるべきものであること、本件契約書の条項のうち右に掲記した六条、八条や九条一、二項等において、花王化粧品の販売対象者として一般の消費者が想定されあるいは当然の前提とされていること、同一二条において、店舗ごとに特約店契約を締結することとされ、契約を締結した店舗以外で花王化粧品を販売することはできない建前とされていることなどに鑑みると、特約店(小売業者)は、一般消費者に

対して花王化粧品を販売することが義務付けられており、他の小売業者等に販売すること、すなわち、卸売販売は、予定されていないだけではなく、禁止されていると解するのが相当である(もっとも、他の小売業者等が特約店契約を締結して下でも、この場合は格別であるが、本件ではこの場合は問題になっていないと解する。)。卸売販売が禁止されていないと解するとれていないと解する。)。がまれをしない小売業者に横者に抵品がカウンセリング販売の義務を負わず、これをしない小売業者に横者に入るおそれがあり、その結果、カウンセリング販売なしに花王化粧品が消費者において、小売業者を限定し、その小売業者と特約店別においてしまい、その販売について、小売業者を限定し、その小売業者と特約店別において、本件特約店契約において、卸売販売をきたすおそれがある。したがって、本件特約店契約において、卸売販売を連守すべきこと(以下「卸売販売禁止義務」という。)が定められているものといえるのである。

2 花王化粧品は、個々の顧客の肌の悩みに細かく答えることができる化粧品を開発しようとの方針のもとに、最新の皮膚科学の知見に基づき、肌にとってよいとないう観点から分析、研究、開発され、昭和五七年に制度品(制度品。メーカー系列の販売会社が小売業者との間で、カウンセリング販売、専用コートー設置の義務等を定めた特約店契約を締結する取引形態を採用し、この形態にあって販売する商品を指す。このような取引形態を採らない点で、一般品(一般販売品)、訪販品(訪問販売品)、通販品(通信販売品)等と異なる。)として花王株式会社により発売された化粧品である(なお、同社は、他に多くの化粧品を一〇〇%の出資をして設立した花王化粧品の販売会社である。

花王株式会社の平成三年度におけるマーケットシェアは、業界六位であり、全化 粧品市場で約三・七パーセント、花王化粧品の販売アイテムである皮膚用化粧品及 び仕上用化粧品の市場で約六・五パーセントであった(甲五五は、対象品として、 薬用石けん、入浴剤等も含むものであり、採用しない。)。

る販売方法ではカウンセリング販売が実施できないと考えて、特約店契約の締結を 断っている。

控訴人は、特約店がカウンセリング販売の態勢を整えるために、花王化粧品についての商品知識、推奨技術を習得することを目的として、特約店を対象とした定期的なセミナーや新製品セミナー等を開催して特約店の出席を求めたり、美容により、週一回程度ストアドバイザーを派遣するなどして、特約店に対し、化粧品の選定に当たっては、肌の性質、状態を詳しく把握するために、カウンセリング販売時に顧客に対して批談断を受けるよう勧めるとともに、診断結果に基づき適切なアドバイスを行うこと、配合しては、より知り得た顧客個々人の肌の性質、状態、使用化粧品、アドバイスを配名により知り得た顧客個々人の肌の性質、状態、使用化粧品、アドバイスを配名により知り得た顧客個々人の肌の性質、状態、使用化粧品、アドバイスを配名により知り得た配名とともに、診断結果に基づき適切なアドバイスを行うこと、一点を記載することにより、より知识が表して、表にいる。なお、控訴人が開催したとまた。

控訴人は、よりレベルの高いカウンセリング販売を奨励するという販売政策の下に、売場の形態が一定の物理的条件を充たす特約店に対しては、最高でその仕入高の九%に相当する金額を売場機能費として、十分な推奨活動をしている特約店に対しては、同じく四%に相当する金額を推奨機能費として支払っていた。被控訴人も一応この条件を充たす特約店とされ、右各機能費計一三%相当額の支払を受けていた。

- 5 控訴人は、花王化粧品の小売価格について、メーカー希望価格としての定価を設定してはいるが、特約店契約上、定価販売を義務付ける規定はないし(本件契約書五条によれば、再販売価格維持契約対象商品については、別途再販売価格維持契約を締結することとされている。)、値引販売をしないよう特に指導しているわけでもない。
- 6 被控訴人は、その店舗を仙台市 a 区 b (肩書本店所在地)に置き、同店舗で花王化粧品のほか、資生堂、カネボウ、コーセー、マックスファクター等の化粧品 をそれぞれの特約店契約に基づいて販売していたが、平成二年五月に店舗を新築し てからは、店舗の名称を「C&Dえがわ」に改め、医薬品の販売も行うようになった。被控訴人は、本件特約店契約締結後、控訴人に対し、毎週訪問する控訴人のストアアドバイザーを通じて、化粧品名、数量等により花王化粧品を注文し、控訴人は、被控訴人の注文に係る化粧品を定価の七割で継続的に出荷販売していた。控訴 人と被控訴人との間の月間取引高は、別紙四「取引高推移表」記載のとおりであ り、本件特約店契約締結当初の昭和六三年九月の取引高は約九〇万円であったが、 一年後の平成元年九月には約二六〇万円に、平成二年五月には五〇〇万円台に増加 し、平成三年二月には一〇〇〇万円を超え、同年六月から一〇月までは減少して一〇〇〇万円を割ったものの、同年一一月からはまた一〇〇〇万円を超え、平成四年三月には約二二〇〇万円にも達した。被控訴人の平成四年一月の仕入高は、一二六 八万三五六八円であり、これは、同月における東北地区特約店の一店舗当たりの平 均仕入高約一九万円の約六六倍、宮城県の内の特約店一店舗当たりの平均仕入高約 三〇万円の約四二倍に当たり、同月における東北地区全体の仕入高の約七・九%、 宮城県全体の仕入高の約二四・九%を占めるものであった。また、被控訴人の平成 三年一〇月から平成四年三月までの六か月間の取引高は、約八一七〇万円にものぼ っているが、これは東北地区第一位(被控訴人を除く。)のダイエー仙台店の同時期の取引高約三八九七万円の二倍を上回る金額であり、阪急百貨店をしのいで全国 -位に相当するものである。なお、被控訴人は、本件特約店契約締結の遅くとも-年後位からは、富士喜に対して控訴人から供給を受けた花王化粧品の大部分(本件 解約に近い時期には、九割にも及んでいた。) を販売していたが、この事実を控訴 人には告げず、控訴人はこの事実を知らなかった。

7 控訴人の東北地区販売部長Bは、平成二年夏ころ、被控訴人の仕入高が同規模の特約店と比較して極めて多いことに不審を抱き、被控訴人が控訴人から仕入れた花王化粧品の相当の部分を控訴人の特約店でない他店に卸売販売(いわゆる横流し)しているのではないかと考え、同年一一月ころ被控訴人店舗を訪れ、被控訴人代表者Aに対してどのような販売方法をとっているのかを尋ねた。これに対し、Aは、被控訴人においては、店頭販売のほかに病院や事業所に職域販売を行っており、この職域販売において大量の花王化粧品を販売している旨答えたものの、それ以上の詳しい説明はしなかった。Bは、Aの右回答に納得できず、Aに対して、職域販売の内容を明らかにするよう求めるとともに、もし、これを行っているのであ

れば、契約に従ってカウンセリング販売を実行して欲しい旨を申し入れた。しか

し、Aは、職域販売の具体的内容、販売先を一切明らかにしなかった。 被控訴人の仕入高は以後も増え続けたため、Bは、平成三年五月ころ、再度被控 訴人店舗を訪れ、Aに対し前同様の申入れをするとともに、職域販売先への美容イ ンストラクターの派遣を申し出、また、カウンセリング販売が実行されていないと 考えられる職域販売分については前記4の推奨機能費のカットも検討せざるを得な い旨を告げたが、Aは、職域販売の具体的内容、販売先を明らかにしなかったばか りか、美容インストラクターの派遣を断り、その理由も説明しなかった。

被控訴人の仕入高が同年一二月には一六〇〇万円にも達したため、控訴人のエリアマネージャー(各県に一名づつ配置された営業責任者)であるEは、被控訴人が 大量の花王化粧品を横流ししているのではないかとの疑念に基づき、平成四年二月 六日ころ、被控訴人店舗を訪れ、Aに対し、発注書を見せて欲しい、職域販売先、 販売経路、代金の回収方法等を明らかにして欲しいと要望するとともに、職域販売 先への美容インストラクターの派遣を申し出たが、Aは、いずれもこれを拒否し

Bは、同月一二日ころ、Aに対し、重ねて右同様の申し入れをしたが、Aはこれ を拒否したため、被控訴人が任意に職域販売先等を明らかにする意思がないものと 認め、同年三月九日ころ、被控訴人に対し、出荷販売した花王化粧品の代金回収上の問題と本件契約書八条二項の売上状況の調査に協力する義務を根拠として、販売 先を明らかにするよう要求し、また、仕入高を月額六〇〇万円程度に減縮するよう 申し入れるとともに、職域販売分の推奨機能費のカットを示唆した。これに対して Aは、現金決裁を提案したが、販売先を明らかにすること及び仕入高を減縮するこ とは、いずれもこれを拒否した。

控訴人は、右のような被控訴人の対応の仕方(花王化粧品の販売先等を明らかに しないこと、美容インストラクターの派遣の提案に対して、合理的理由もなく、これを拒否していること、セミナーへの出席率も悪いことなど)と、その仕入高が通 常の特約店と比べると格段に高いのに、被控訴人の説明する職域販売で、これを販 売していることを裏付ける的確な資料がないことなどに照らし、被控訴人が控訴人から仕入れた大量の花王化粧品につき、これを自ら職域販売はしておらず、店頭販売をしている分以外は、すべて卸売販売をしていると推察していた。 控訴人は、平成四年六月二日付けで本件解約を行い、同日以降、被控訴人に対す

る花王化粧品の出荷を一切停止した。

被控訴人は、当審において初めて、控訴人から供給を受けた花王化粧品のうちの 大部分(八、九割相当分)を富士喜との提携販売による職域販売で販売していた旨 を明らかにするに至った。なお、富士喜は控訴人と特約店契約を締結しておらず 富士喜が行う販売方法は、カタログを利用した通信販売に近いものであり、販売に 際し、顧客と対面しての説明、相談等は全く予定されておらず、カウンセリング販売とはいえない形態のものである。そして、被控訴人から富士喜へ供給された花王化粧品の消費者への販売については、受注、その小分け、梱包、職場への配送、代金の回収は、すべて富士喜がその名において行っていて、被控訴人は全く関与のためにより、 いないのであり、したがって、被控訴人から富士喜への販売は、控訴人から供給さ れた花王化粧品についての卸売販売にほかならないということができる。

8 控訴人が花王化粧品の販売につき、特約店を通じてのカウンセリング販売の方法によるべきこととしていることは、前記1のとおりであるが、有名デパートの化粧品売場でも、控訴人の特約店の中にも、その客が当該化粧品について既に説明 を受けているか否かを確認することもなく、電話の注文に応じて花王化粧品を配送 する例がある。また、本件特約店契約と同旨の特約店契約を結んでいるスーパーマ ーケットにおいても、客自身が化粧品を手に取って選べるといういわゆるセルフ・ セレクション方式で花王化粧品を販売している例もある。そして、控訴人自身、従 前は美容部員によるプッシュ(販売勧誘)を売り方の基本としていたのに対し、花 王化粧品の販売方法をセルフ・セレクション方式を柱とする旨表明している。しか し、セルフ・セレクション方式を採用することとカウンセリング販売を行うこと は、両立し得るものであって、必ずしも矛盾するものではなく、現に、セルフ・セ レクション方式を柱とする販売店においても推奨販売担当者は存在しており、お客 から要望があった場合や必要に応じてカウンセリング販売を行える態勢は採られて いるのであって、なお相当多数の花王化粧品が、特約店における店員によるカウン セリング販売によって販売されているのである。のみならず、特約店の約八割五分 はカウンセリング販売が売上増加や顧客の増加に役立っているとの認識を有してお

り、カウンセリング販売態勢の充実が顧客及び売上の拡大に一定の寄与をしている 面がある。ちなみに、平成六年度三月期における花王化粧品の全体年間売上は、前 年度比一〇四%であるのに対して、カウンセリング販売がより充実していると考え られる控訴人のアドバイザーが常駐するデパート、スーパーでの同売上高は、前年 度比一一〇%となっている。また、控訴人は、平成四年から平成五年までの二年間 に、カウンセリング販売態勢が整っていないことを理由として二八の特約店と特約 店契約を合意解約している。そして、大手スーパーで顧客一〇〇〇名を対象に、化粧品を購入する際に何を最も重視するかについてアンケート調査を実施した結果は、「肌との相性」と答えた人が三七・三%、「機能性」が三〇・五%、「ブランド」が一五・四%、「価格」が一二・一%であり、顧客の最も多い層が化粧品購入 に際し、肌との相性を最重視するということは、カウンセリングに対する消費者の 要望が依然として高いことを物語るものである。

そうすると、対面カウンセリング販売が全く有名無実化しているものとはいえな いことはもとより、カウンセリング販売態勢の充実度に応じて相当の営業効果を生

んでいると評価することができる。

花主化粧品は、特約店において原則として定価(メーカー希望価格)で販売 されているが、現在値引率はともかく、値引販売をしている特約店も若干は存在す るのであり(乙八二の1ないし3によれば、平成四年六月当時値引販売をしていた 特約店は、少なくとも八四店は存在した。)、平成四年の流通問題研究会の調査に よれば、制度品について約二割の小売業者がメーカー希望小売価格より値引きして いたとされている。しかし、控訴人は、これらの特約店との間における特約店契約 を値引きを理由に解約してはいない。

被控訴人は、平成四年七月二九日、公正取引委員会に対し、控訴人のした本件解約は、被控訴人が花王化粧品を控訴人の希望小売価格より割引した価格で販売した ことを理由とするものであり、再販売価格を拘束するためのものであって、不公正 な取引方法に該当するとして、独禁法に違反する旨申告した。これに対し、公正取 引委員会事務局の担当部局は、調査をした後の平成八年一月一二日ころ、独禁法違 反の事実は認められないから何らの措置も採らないとの結論を出して、その旨を被 控訴人に通知している。

被控訴人が店頭において花王化粧品の値引販売を行っているのを控訴人が知った のは、本件解約後、被控訴人から平成四年六月三日付け注文書が送付された後であ る(同書面には「平成四年六月一日より、店内において花王化粧品を二割引きにて 推奨販売を実施した」との記載があり、その以前からこれを知っていたことを認め るに足りる証拠はない。)。

以上の事実が認められる。証拠(甲二七、被控訴人代表者(原審))中には、B が平成四年三月九日に被控訴人店舗を訪れた際に、「きちっとした価格で」販売し てもらわないと困る旨を述べたとする部分が存するが、これは証拠 (乙八一の1、九二、証人B) に照らして、にわかに採用できない。また、証拠 (被控訴人代表者 (当審)) 中には、花王化粧品は全く値引販売されていないとする部分があるが、 それは、被控訴人代表者の推測を述べるものであるうえ、被控訴人代表者自身例外 的にわずかに値引きしている小売業者があることを認めているのであって、前記9 の認定を左右しない。

三 以上の事実関係に基づき、本件解約が信義則に反するか、公序良俗に反する かなどについて判断する。

まず、本件解約における控訴人の意図ないし動機であるが、前記二フによれ ば、控訴人は、本件特約店契約に基づきカウンセリング販売、卸売販売禁止の実施 を約定した被控訴人が、控訴人から供給を受けた大量の花王化粧品の大部分を右の 義務に違反して卸売販売をしているとの疑いが生じたため、それにつき指摘をした が、被控訴人から合理的な説明も釈明もなく、かえって、被控訴人は右の疑いを増幅させる対応に終始し、右の義務を履行しようとの姿勢を示さなかったので、もは や本件特約店契約を解消するほかはないと考え、本件解約を行ったものと認められ

れに対し、被控訴人は、本件解約は、被控訴人の行っている値引販売を止めさ せるためにされたものであると主張する。しかし、控訴人が本件解約当時、被控訴 人が店頭において花王化粧品の値引販売をしていたとの認識を持っていたと認めら れないことは、前記二9のとおりである。この点について、被控訴人は、職域販売 において大量の花王化粧品を大幅に値引販売しており、これを控訴人は知っていた というが、控訴人は、被控訴人自身が職域販売を行っていることにつき強い疑問を 持っており、その疑問は本件解約に至るまで解消しなかったのであるから(前記つ、控訴人が右の職域販売で値引販売がされていたとの認識を行っていたかにとは、控訴人が店頭以外の場所で販売活動を行っていたかに関くては(ただし、富士喜に対する販売をは、単発的な配達販売等はとも表記では、でできない(なお、控訴人を肯定するを背にこれを認めるにとれて職域販売をしていたで経期であるには、での値引をであるには、でので採用できず、他にこれを認めるには、でのに主張していたに過ぎないの値引をであると、被控訴人の行為としては架空のものであり、結局、での値引な被控訴をしていたに過ぎないるを得なない。のあるとしては架空のものであり、結局であるとのであられているを得なない。の方法を明らかに主張していたに過ぎないるとの疑さいたのをしていたの担当者もにするよう申し入れ、その是正を働きかけて、で、大、を販売方法を明らかにするようをしていたにもかけていたのが表記を明らが存在していたにもかけていたのが表記をによるを明らからに対していたがあると、が控訴人の右主張は採用できない。

また、被控訴人は、控訴人が本件解約の通知において、その理由を述べていないことは、本件解約の真の理由(値引販売の中止)を明らかにしたくないからであり、カウンセリング販売、卸売販売禁止の義務違反は口実にすぎないと主張する。しかし、本件解約は、本件契約書一五条二項に基づくものであるところ、これによる解約は、解約事由を挙げることを要しないのであり(前記一)、そのため、控訴人は本件解約の通知に解約の理由を明記しなかったのであり、しかも、前記二7の交渉経過に照らすと、その真意が被控訴人主張のようなものでないことは明らかであって、右主張は失当である。

2 次に、本件特約店契約におけるカウンセリング販売、卸売販売禁止といった、販売方法をとるべき義務の約定が契約上の法的な債務か否かについて検討するにいて検討するの実質的支配下にある販売業者(以下「メーカー等」とり、小売業者との間で特約店契約等の継続的供給契約を締結するに当り、が、小売業者との間で特約方法を指示したり、消費者に対する品の販売場所、保管方法、陳列方法を指示したり、消費者に対したのもの販売場であるというのであれば、これを実力を指示したり、あるいは、これを実効あらしめるためであるとは、その販売方法であるというのであれば格別、でき業止するなどの販売方法に関する約定をあるというのであれば格別、そうの内であるいは、契約内であるというのであれば格別、契約内であるというのであれば格別、契約内であるというのであれば格別、契約内であるとは、である。に表別である。

○〈要旨〉3 右に関し、被控訴人は、本件特約店契約におけるカウンセリング販売 や卸売販売禁止という販売方法〈/要旨〉の約定及び本件解約は、いずれも独禁法に違 反するものであって法的な効力を有しないと主張する。

独禁法に違反する私法上の行為の効力は、強行法規違反の故に直ちに無効となるとはいえないが、違反行為の目的、その態様、違法性の強弱、その明確性の程度等に照らし、当該行為を有効として独禁法の規定する措置に委ねたのでは、その目的が充分に達せられない場合には、公序良俗に違反するものとして民法九〇条により無効となるものと解される。

本件特約店契約におけるカウンセリング販売、卸売販売禁止という販売方法の約定は、メーカー等と小売業者との間の契約であり、独禁法との関係では、同法一九条が禁止している「不公正な取引方法」の中の「相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること」に該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの(同法二条九項四号)が関わるということができ、結局、一般指定(公正取引委員会告示)の一三項が問題となる。

そこでまず、カウンセリング販売に関し検討するに、本件特約店契約のような、メーカー等と小売業者との契約は、市場における競争事業者の間の契約とは異なり、それ自体直ちに公正な競争を阻害する性質のものではないこと、本件特約店契約において、小売業者が実施することとされているカウンセリング販売という販売方法は、メーカー等にとって、対象の化粧品にいわばカウンセリングという付加価値を併せて販売するという販売政策上の理由(カウンセリングにより、顧客に個々人の肌の性質、状態等に適合した化粧品を正しく使用してもらうことができ、化粧

品の機能が最大限に引き出されるとともに、その結果顧客の満足感が得られることにより、化粧品に対する顧客の信頼(ブランドイメージ)を保持することができるというものである。)及び顧客の皮膚に関するトラブルを防ぐという理由が存在す るとされ(前記二4、5)、いずれの理由も客観的、普遍的な合理性を有するとまではいえないものの、一応の合理性があると考えられること(前記二8参照)、一 応の合理性のある販売方法は、それが性格上価格安定の効果を有するとしても、 売価格の制限の手段として用いられているといえない以上、その是非は市場の自由な選択に委ねられるべきであること、本件特約店契約において、右の販売方法が小売業者の販売価格を制限する手段として用いられていることを認めるに足りる具体 的な証拠はないこと、控訴人が特約店契約を結んでいる他の小売業者との間でも、 全く同一の約定を結んでいること、しかも、控訴人を支配しているメーカーの花王 株式会社は、化粧品業界における六位の大手業者であるとはいえ、化粧品全体では 三・七%、皮膚用化粧品及び仕上用化粧品の分野でも六・五%の市場占拠率を有す るのが相当である。そして、公正取引委員会のガイドラインが一般指定一三項に関 して「メーカーが小売業者に対して、販売方法(販売価格、販売地域及び販売先に 関するものを除く。)を制限することは、商品の安全性の確保、品質の保持、商標 の信用の維持等、当該商品の適切な販売のための合理的な理由が認められ、かつ、他の取引先小売業者に対しても同等の条件が課せられている場合には、それ自体は 独禁法上問題となるものではない。」とし、その販売方法の制限の例示として「商 品の説明を指示すること」を挙げているのは、基本的には同様の考えに立つものと いってよい。

もっとも、独禁法が、事業者に対し、相手方の販売価格を指定し、これを維持さ せることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束することを禁止し ているから(一般指定一二項)、メーカー等が販売方法に関する制限を手段とし て、小売業者の再販売価格の制限を行っていると認められる場合には、そのような 販売方法は、独禁法上問題となり得る。花王化粧品が一般には値引販売されていな いことは、前記三9のとおりであり、カウンセリング販売がこのような価格安定に 一定の寄与をしていることは否定できないが、控訴人が再販売価格の制限を目的と し、カウンセリング販売という販売方法をその手段としていることを認めるに足り る具体的な証拠はないし、かえって、カウンセリング販売という販売方法が一応の 合理性を有することに鑑みれば、右の価格安定に寄与しているという事情が存する からといって、直ちにカウンセリング販売という販売方法を手段として小売業者の再販売価格の制限を行っているものとすることはできない。なお、被控訴人が、本 件解約は再販売価格を拘束するためのものであるとして、控訴人を公正取引委員会 に申告したが、これを受けた同委員会が調査の結果控訴人に違反事実なしとして何 らの措置もとらなかったことは(前記二8)、右判断に沿うものといってよい。 したがって、本件特約店契約におけるカウンセリング販売という販売方法をとる

べき約定は、独禁法に違反するものということはできない。

また、本件特約店契約における卸売販売禁止の約定についても、それが独禁法に 反しないカウンセリング販売という販売方法の実効性を担保する以上のものではな いことに鑑みると(なお、控訴人は、卸売販売の禁止が短い流通システムをとるこ とによるマーケティング政策上の利点の確保に役立つ旨主張し、その主張それ自体 は首肯し得るが、右の点は抽象的には全ての商品についていえるものであり、控訴 人の主張自体も、卸売販売の禁止を理由付けるというよりは、右の禁止の効果をい うもののようであり、しかも、化粧品ないし花王化粧品につき特に右の利点の確保 の具体的な必要性を主張しているわけではないから、右の主張は、本件では取り上げない。)、独禁法に違反しないというほかはない。 そうすると、本件特約店契約におけるカウンセリング販売、卸売販売禁止という

販売方法を実施すべき約定に違反したことを理由とする本件解約もまた、独禁法に 違反するものではないといえるから、本件解約が公序良俗に反して無効であるとい えないことは明らかである。

(なお、念のため付言するに、右判断において、花王化粧品につき、控訴人の販 売理念、販売政策に基づく販売方法が一応の合理性があるものとしたが、これが推 奨できるものであるか否かの点についてはいささかも判断をしてはいない。右販売 方法が、共存する種々のいずれも一応の合理性を有する販売方法の中の一つであるとすれば、選択は消費者に委ねて差し支えないと考えたからである。

しかし、右販売方法がその性格上、仮に他の販売方法よりも強い価格安定の効果 を有し、その効果が全くの付随的なものとはいえないとすると、化粧品市場におけ る販売方法が、消費者の選択を経る前にメーカー等の選択により、右販売方法に集 約され、消費者の選択の範囲が狭められてしまう可能性があり得ないではない。 般にメーカー等は価格安定を期待する傾向にあるからである。化粧品市場において、高級かつ高価な化粧品については、大手のメーカーがこぞって、制度品としてカウンセリング販売という販売方法を採用し、一般品は安価なものに偏るという事態が生じた場合、他の諸般の事情にも関わるが、市場における有力なメーカー等が 右販売方法を採用するについては、本判決の判示した一応の合理性では足りず、 れが価格安定の効果を凌駕する客観的かつ相当な合理性を説明できなければ、独禁 法上問題となる余地があろう。)

4 以上のような諸事情、殊に、本件解約の意図ないし動機が被控訴人に卸売販 売の疑いがあったのに、それを解消しないどころか増幅したことにあって、被控訴 人主張のような被控訴人の値引販売を阻止するためのものとは認められないこと、 本件特約店契約は花王化粧品の再販売価格を維持するためのものとは認められない こと、被控訴人が、本件特約店契約に違反して富士喜に対する卸売販売を行ってお その違反事実の継続性、大量性に加え、控訴人からの度重なる質問に対しても り、その違反事実の継続性、大量性に加え、控訴人からの度重なる質問に対しても具体的販売方法を明らかにせず、しかも、本件特約店契約におけるカウンセリング販売及び卸売販売禁止の約定の効力を争っていて、控訴人との信頼関係は既に破壊されているといえることを考え合わせると、控訴人のした本件解約が不当な目的をもってされたとか、その前提事実を欠くといったものではないことは明らかであるから、被控訴人が購入代金の支払を遅滞したことがなく、被控訴人が控訴人以外から花王化粧品を仕入れることは困難であり、本件解約は被控訴人に大きな損害を引きることが推察されることがはまた。 えることが推察されることなどを含む、被控訴人が第二の三2(一)(4)で主張

てることが確認しても、なるとでは、板柱的人が第一の二と(一)(4)で土張する諸事情を考慮しても、なお、本件解約が信義則に反し、又は、権利の濫用に当たるということはできないし、他にそのような事情を認めるに足りる証拠はない。 四 したがって、控訴人のした本件解約は有効であり、本件特約店契約は、右解約の意思表示が被控訴人に到達した平成四年六月三日の翌日から起算して三〇日目の同年七月三日の経過により終了したものというべきであるから、右契約の存続を前提として、被控訴人が控訴人がにその注文に係る共工化時日につきた計算の 前提として、被控訴人が控訴人からその注文に係る花王化粧品につき右注文後二日 以内にこの引渡しを受けるべき地位にあることの確認、及び、被控訴人の注文に係 る本件化粧品の引渡しを求める本訴請求はいずれも理由がなく(本件化粧品の引渡 請求は、本件解約の効力が発生する前の同年六月三日から同月二五日までの間の注 文に係る花王化粧品の引渡しを求めるものであるが、継続的供給契約であっても、 特段の合意があると認められない本件においては、売買契約の成立には、個々の発注に対し個別の承諾が必要であるところ、本件化粧品の発注につき承諾があったこ とにつき主張も立証もない。しかも、本件解約に至る経緯に鑑みれば、控訴人が本件化粧品の発注につき承諾しなかったとしても、そのことに不当なところはな い。)、被控訴人が本件特約店契約上の地位を有しないことの確認を求める控訴人 の当審における反訴請求は理由がある。

第四 結論

よって、原判決中、被控訴人の請求を認容した部分(控訴人の敗訴部分)は失当 であるから、これを取り消したうえ右部分の請求を棄却し、控訴人の当審における 反訴請求を認容することとする。

(裁判長裁判官 鈴木康之 裁判官 丸山昌一 裁判官 小磯武男) 紙

<記載内容は末尾 1 添付> 花王ソフィーナ化粧品日録

104		IH IH 芝介			
商	品 名	単価	(希望小売価格)	数量	
1	フェイスクリア		一五	〇〇円	三七〇
2	メイククリアジ:	ェル(小)	=0	〇〇円	三一六
3	メイククリアジ:	ェル(大)	二七	〇〇円	四六〇
4	エッセンスロー	ンョン	二四	一〇円	三四〇
5		ライト	二四	一〇円	四三〇
6		クール	二四	一〇円	一五〇
7	エモリエルミルク	ל	二八	九五円	二五〇

```
クール
エモリエルクリーム
                                二八九五円
                                          四〇
 8
                                二八九五円
 9
                 ライト
 10
                                 二八九五円
                                 三三七五円
 1 1
                                 三三七五円
                                            二六
 12
     バイクルリッチミルククール
                                 四三四〇円
                                             匹
 13
     バイクルリッチクリーム
                                 四三四〇円
 1 4
別紙
                                    三二〇〇円
三二〇〇円
二〇〇〇円
     UVケアミルク
                                             四六〇
 15
                                              -=0
     UVケアクリーム
 16
     モイスチャーパック
                                               六〇
 17
     マッサージクリーム
 18
                                     -九三〇円
                                               八四
     ベースファンデ・リッキドタイプ
                                    三〇〇〇円
                                              六〇
 19
 20
                                    三〇〇〇円
                                              二八〇
 2 1
                             -五)
                                             三-0
                                    三〇〇〇円
                                    二七〇〇円
                                              六〇
 22
     フィニッシングパウダーファンデUV (ー-
                                    三七〇〇円
 23
                                              二八〇
                                    三七ŏō曲
 2 4
                                             三四〇
                                    三七〇〇円
 25
                                             二〇四
 26
     ミルキーファンデUV
                                    三〇〇〇円
                                              八四
                                    三〇〇〇円
 27
                                               三六二四
 28
                                    三〇〇〇円
 29
     コンパクトケース二段式
                                    -000円
    メイクアップスポンジ
 3 0
                                     四〇〇円
 以上合計一七五五万八二一〇円
<記載内容は末尾2添付>
 取引高推移表
 昭和六三年
              九月
                                九二万四〇〇〇円
 一〇月
                    六七万五七八〇円
 ——月
—二月
                  一〇〇万八〇〇〇円
                  一五八万五四三〇円
 平成元年
                               -〇六万八〇六〇円
 二月三月
                 二〇五万四二二〇円
二二二万九二二〇円
一一二万六〇四一円
 四月
                 二三三万七六九三円
 五月
                 三三六方九四五七円
 六月
                 ニニハハル四五七円
三三七万四九一九円
三二七万二
 七月
 八月
                  二六七万二四九六円
 九月
                  六二万五五七九円
                   二九八万五八三四円
 一〇月
 一一月
                   二一五万四二六四円
 別紙四
 一二月
                  二七〇万九八二八円
平成二年
                             三三六万五九六七円
 二月三月
                 一〇九万〇二八七円
                 四二五万一三五七円
 四月
                 四〇四万七八五五円
 五月
                 五六三万九七六三円
 六月
                 五〇七万四五九六円
                 六四四万二六六五円
六三九万九〇三三円
 七月
 八月
 九月
                 五〇五万一五五九円
                  五二三万八二一九円
五六九万八三一四円
 一〇月
  -一月
-二月
                  七七四万三五〇九円
平成三年
             一月
                             四〇五万一九二九円
```